

# 東大阪市介護予防・日常生活支援 総合事業の実施について (案)

平成28年10月  
東大阪市福祉部高齢介護室  
地域包括ケア推進課

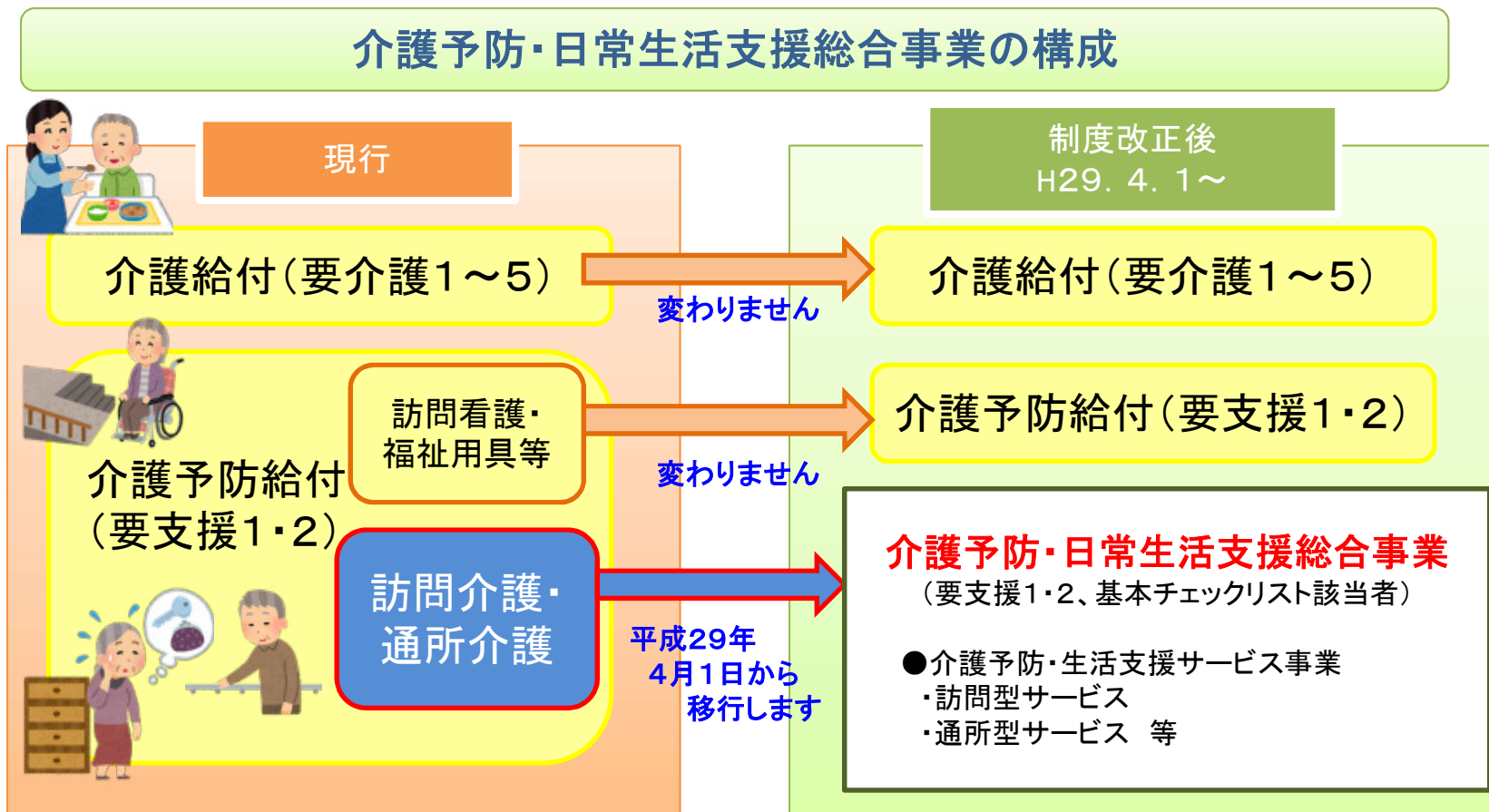
# 目次

1	東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業の概要	3
2	東大阪市の高齢者の現状と将来推計	13
	・高齢者人口の将来推計	
	・要支援・要介護者の認定者数	
	・地域包括ケアシステムの構築について	
3	介護予防・日常生活支援総合事業とは	16
4	介護予防・日常生活支援総合事業の構成	17
5	サービスの利用方法	19
6	東大阪市介護予防・生活支援サービス事業の類型	20
7	東大阪市介護予防・生活支援サービス事業の指定基準	22
8	サービス従事者研修カリキュラム	24
9	補助により実施されるサービスについて	25
10	単位数表	26
11	指定事業者について	34
12	介護予防ケアマネジメントの概要	35
13	一般介護予防事業	38
14	東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業 実施時期と移行のポイント	39
15	(参考資料)基本チェックリスト	41

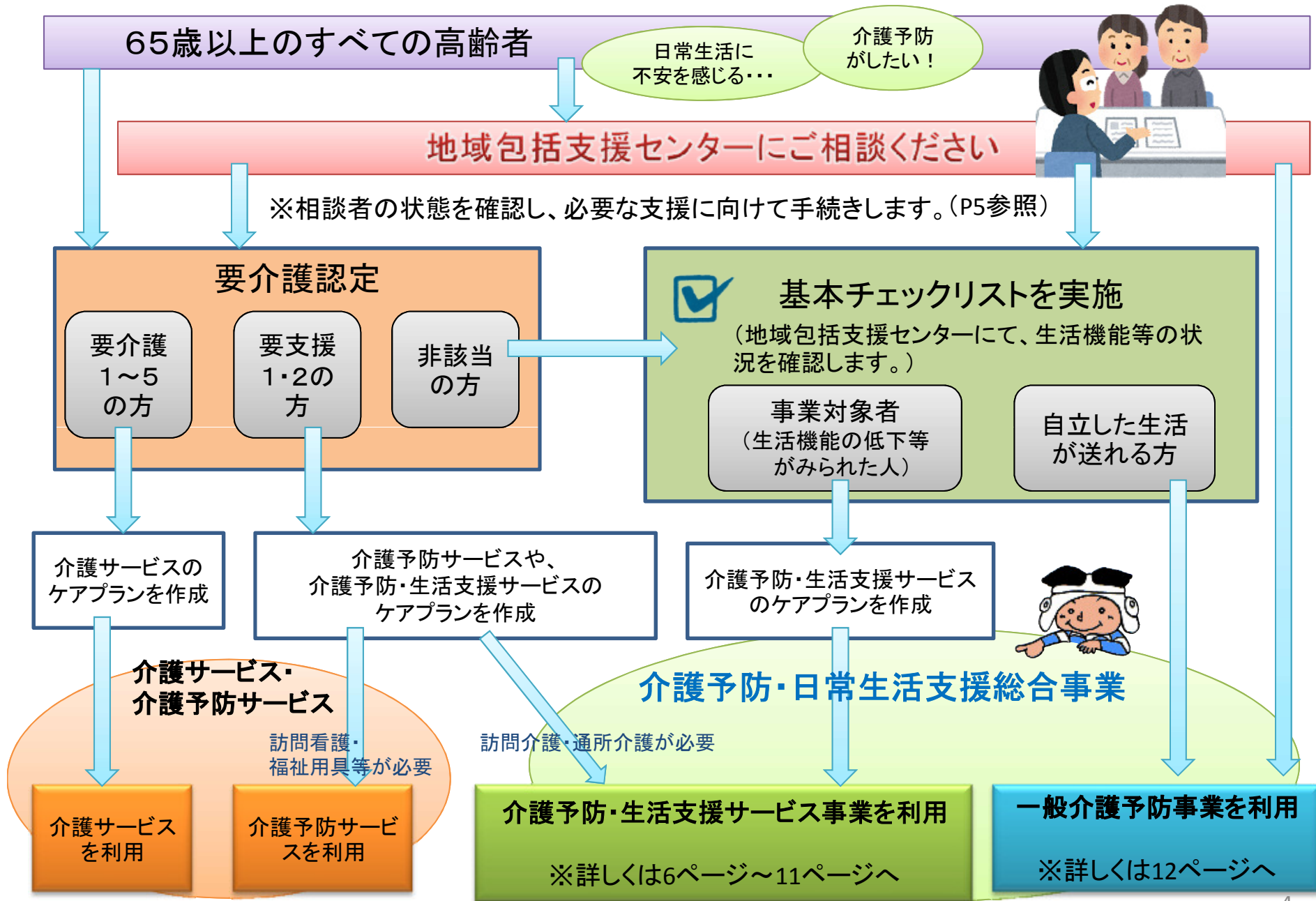
# 1. 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

★平成29年4月1日から、要支援1・2の方が利用している「介護予防訪問介護（ホームヘルプ）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」が、全国一律の基準（介護予防給付）から、東大阪市の介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）へと移行します。

この事業では介護事業所に加えて、市民ボランティア等の支え合いによる高齢者支援を充実していきます。



# 介護予防・日常生活支援総合事業の利用の流れ



# 基本チェックリストの実施について

原則として、新規にサービスの利用を希望される方には、要介護要支援認定申請をして頂くようご案内します。  
要支援の認定を受けている方が、更新申請をする場合等に基本チェックリストの実施をご案内します。

新規申請  
サービス利用希望者

※明らかな「自立」の場合を除く

要介護要支援認定申請

(1) 要支援  
更新申請

①介護予防訪問介護と介護予防通所介護のみ利用している

+

②介護予防訪問介護と介護予防通所介護以外の利用を予定していない(希望していない)

+

③状態が安定している(急な状態の悪化がない・サービス利用をしていない等) 等の場合

(2) 介護認定が「非該当」で総合事業の利用を希望する方

(3) 新規申請であるが、基本チェックリストでの判定を希望される方

基本チェックリスト実施

該当

※

介護予防・生活支援  
サービス事業

非該当

一般介護予防事業

※基本チェックリストの基準に該当し事業対象者になった方は、介護予防ケアマネジメント等に基づいて介護予防・生活支援サービスの利用が望ましいと判断された場合に、サービスが利用できます。

※「事業対象者」の有効期間については設定しませんが、利用者の状態等の変化に応じて適宜基本チェックリストの実施や要介護要支援認定申請のご案内を行います。

# 介護予防・生活支援サービス事業

## 訪問型サービス

※現行の介護予防訪問介護サービスに相当します。

【P.20 ①訪問型介護予防サービス】

### ◇訪問型介護予防サービス(ホームヘルプサービス)

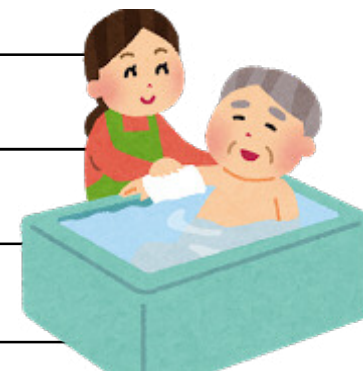
【内容】 ホームヘルパーがご自宅を訪問し、食事や入浴など、自力では困難な行為に対して日常生活上の支援を行います。※本人のみに対してのサービス

【自己負担】 1割または2割

●費用のめやす(1ヶ月につき): 1割負担の金額



週1回程度の利用	1, 250円
週2回程度の利用	2, 499円
週2回を超える程度の利用(要支援2相当の方のみ)	3, 964円



## ◇訪問型生活援助サービス

【内容】 利用者の自立した生活を支援するために、事業者(市が実施する介護の研修の受講者)がご自宅を訪問し、利用者と一緒に、掃除や洗濯などを行います。

※1回45分程度(本人のみに対してのサービス)

※身体介護はありません。

【自己負担】 1割または2割

●費用のめやす(1回につき): 1割負担の金額

- |   |      |
|---|------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・週1回程度の利用の場合</li><li>・週2回程度の利用の場合</li><li>・週2回を超える程度の利用の場合<br/>(要支援2相当の方のみ)</li></ul> | 214円 |
|---|------|



## ◇訪問型助け合いサービス

(市民ボランティア等による支援)

【内容】 市民ボランティア等による、定期的な声かけや見守り、ゴミ出しなどの日常のちょっとした生活支援を受けることができます。

※1回15分程度、見守り訪問を行いながら玄関先でのちょっとした生活支援(例:ゴミ出し、古紙運搬、簡単な修繕、文書の代読など)を行います。

【支援者】 市が実施する介護の研修を受講した市民ボランティア等

【自己負担】 1回 25円(月4回分までの金額)





## 通所型サービス

※現行の介護予防通所介護サービスに相当します。

【P.21 ①通所型介護予防サービス】

### ◇通所型介護予防サービス(デイサービス)

【内容】 通所介護施設(デイサービスセンター)で、食事や入浴などの日常生活上の支援や、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上のための支援を行います。

※1日おおむね3時間以上

【自己負担】 1割または2割

●費用のめやす(1ヶ月につき): 1割負担の金額

要支援1相当の利用者	1,722円
要支援2相当の利用者	3,529円



※送迎、入浴を含む



## ◇通所型短時間サービス(ミニデイサービス)

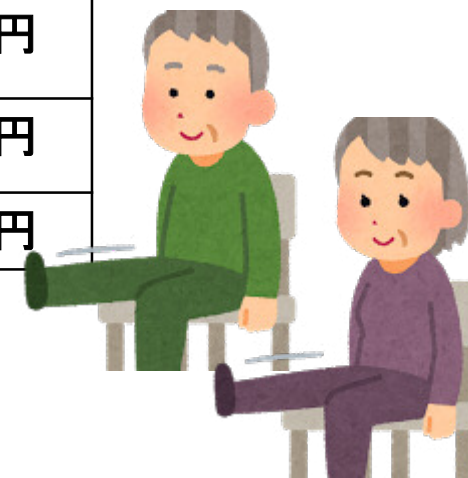
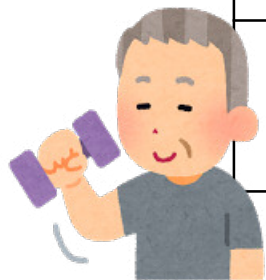
【内容】 通所介護施設(デイサービスセンター)などで、生活機能の向上のための簡単な運動を行います。

※1日3時間程度(休憩等含む) **原則食事と入浴はありません。**

【自己負担】 1割または2割

●費用のめやす: 1割負担の金額

要支援1・ 事業対象者	1月につき 送迎なし	985円
	1月につき 送迎あり	1,378円
要支援2・ 事業対象者	1月につき 送迎なし	2,038円
	1月につき 送迎あり	2,824円



新たなサービス(担い手を募集します)【P.21 ③通所型つどいサービス】

◇通所型つどいサービス (市民ボランティア等による通所型サービス)

【内容】

地域の通いの場などで、地域のボランティア等と一緒に生活機能の向上のための簡単な運動やレクリエーションなどを受けることができます。 ※1回2時間程度

【支援者】

市が実施する介護の研修を受講した市民ボランティア等

【自己負担】 1回 100円(月8回分までの金額)



## 一般介護予防事業

◇65歳以上のすべての高齢者を対象に介護予防の取り組みを行います。(要介護認定やチェックリストの該当等は問いません。)

福祉部での現在の主な取り組み

### ●楽しくトライ体操推進員養成講座

楽しくトライ体操の普及や地域の住民が主体となった介護予防活動の育成や支援を行います。



### ●元気歯つらつ教室

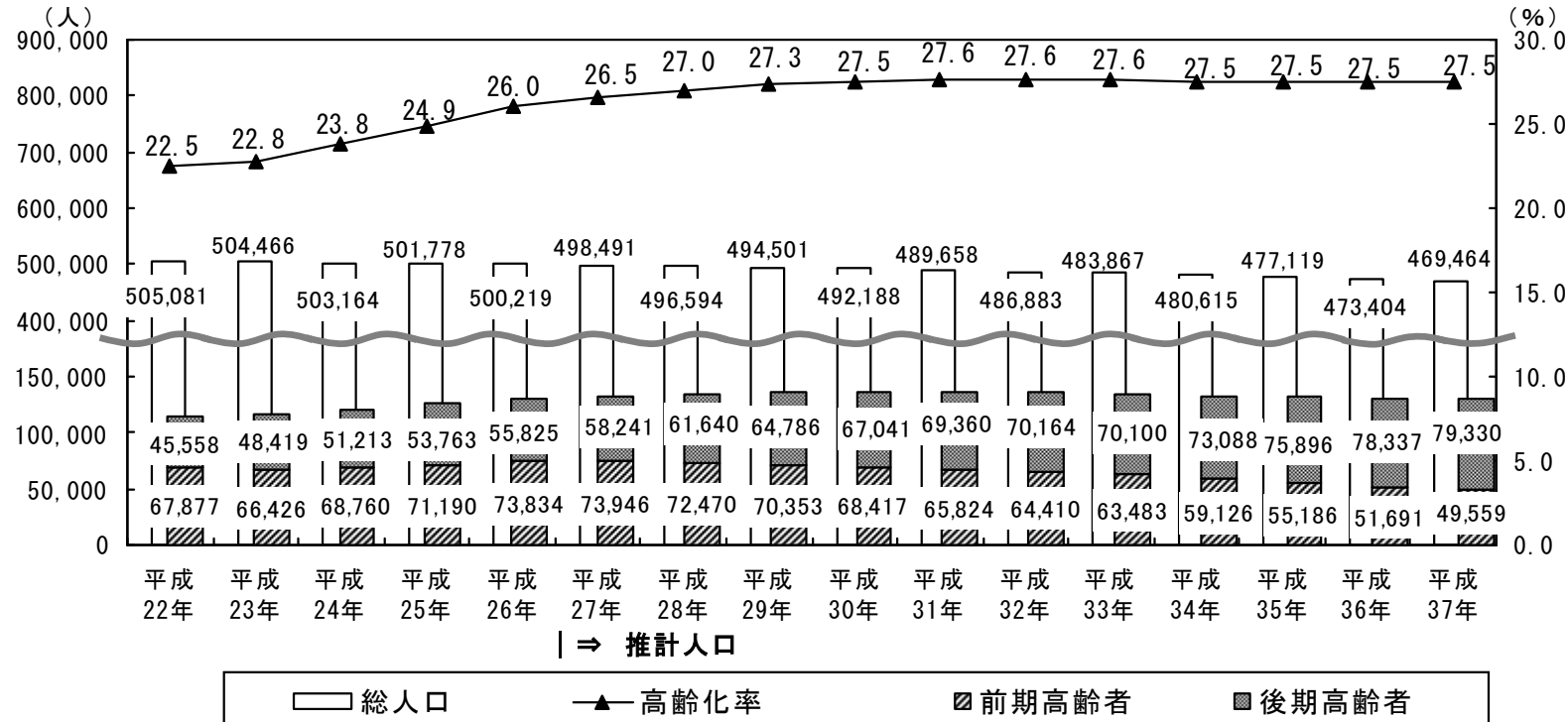
いつまでも健康で若々しく過ごすためのお口の体操やケアを中心に、栄養のお話、運動や健康相談など様々な内容を盛り込んだ教室です。



## 2 東大阪市の高齢者の現状と将来推計

いきいき長寿TRYぷらんⅦより

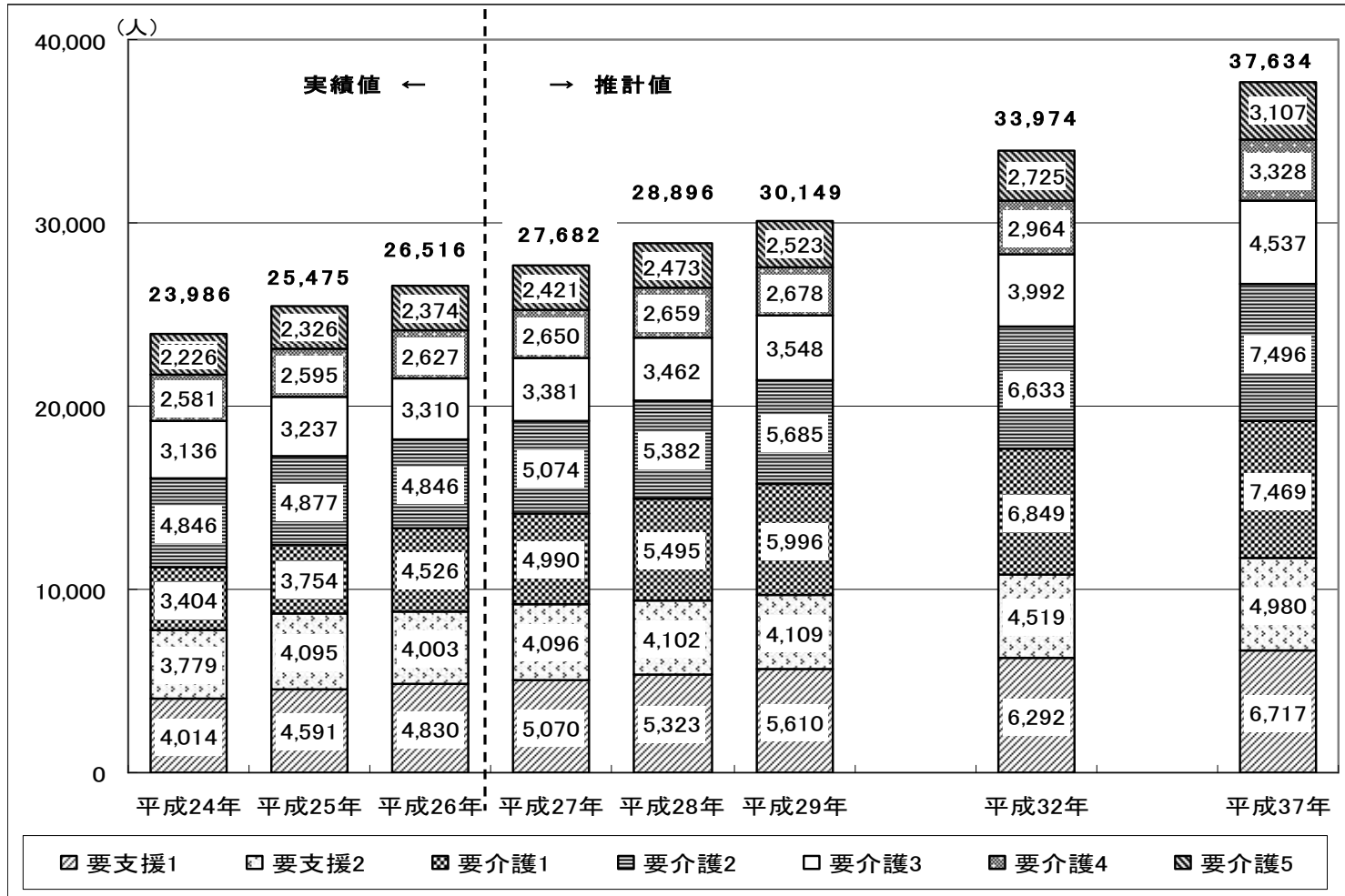
### 高齢者人口の将来推計



	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年
総人口	505,081	504,466	503,164	501,778	499,577	498,491	496,594	494,501	492,188	489,658	486,883	483,867	480,615	477,119	473,404	469,464
前期高齢者数	67,877	66,426	68,760	71,190	73,834	73,946	72,470	70,353	68,417	65,824	64,410	63,483	59,126	55,186	51,691	49,559
後期高齢者数	45,558	48,419	51,213	53,763	55,825	58,241	61,640	64,786	67,041	69,360	70,164	70,100	73,088	75,896	78,337	79,330
65歳以上人口	113,435	114,845	119,973	124,953	129,659	132,187	134,110	135,139	135,458	135,184	134,574	133,583	132,214	131,082	130,028	128,889
高齢化率	22.5	22.8	23.8	24.9	26.0	26.5	27.0	27.3	27.5	27.6	27.6	27.6	27.5	27.5	27.5	27.5

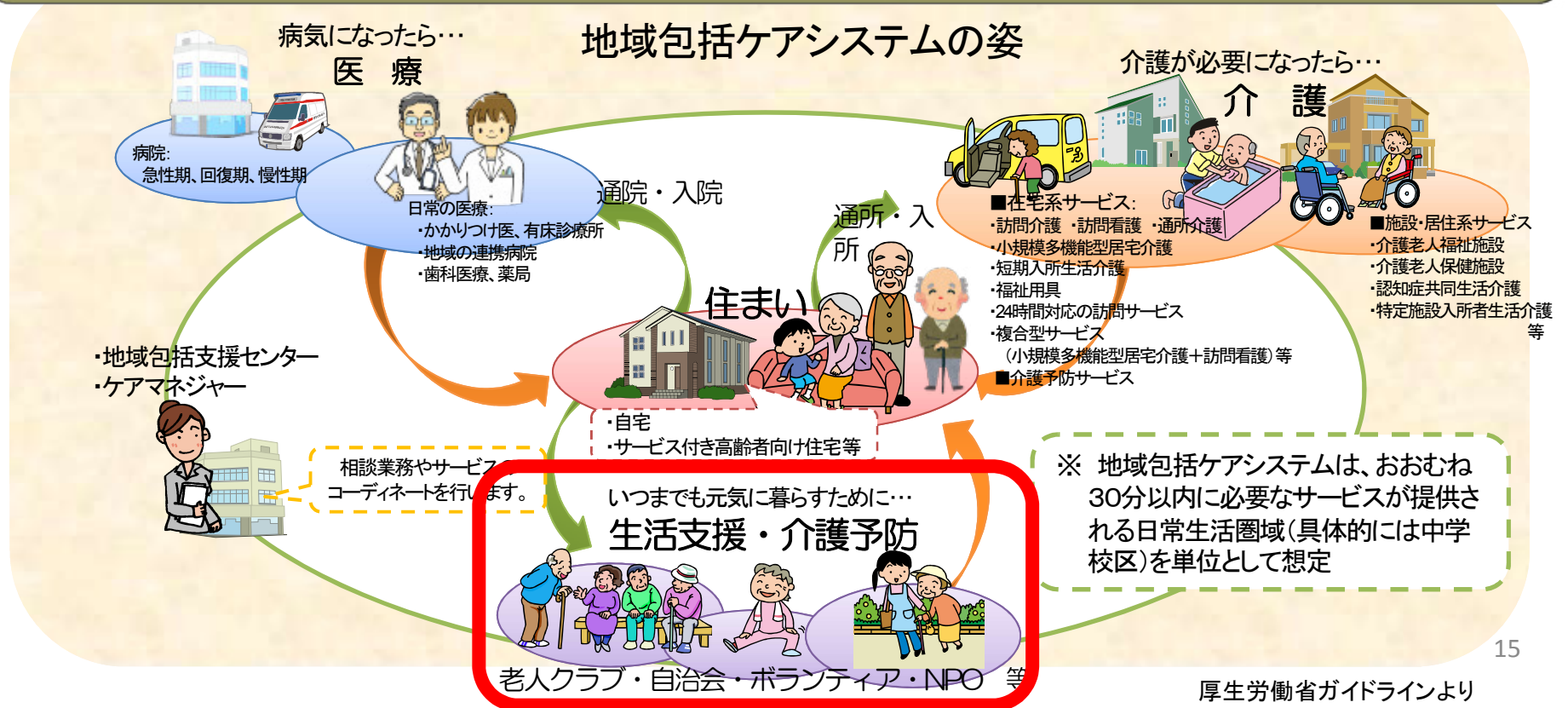
# 要支援・要介護者の認定者数

いきいき長寿TRYぷらんⅦより



# 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

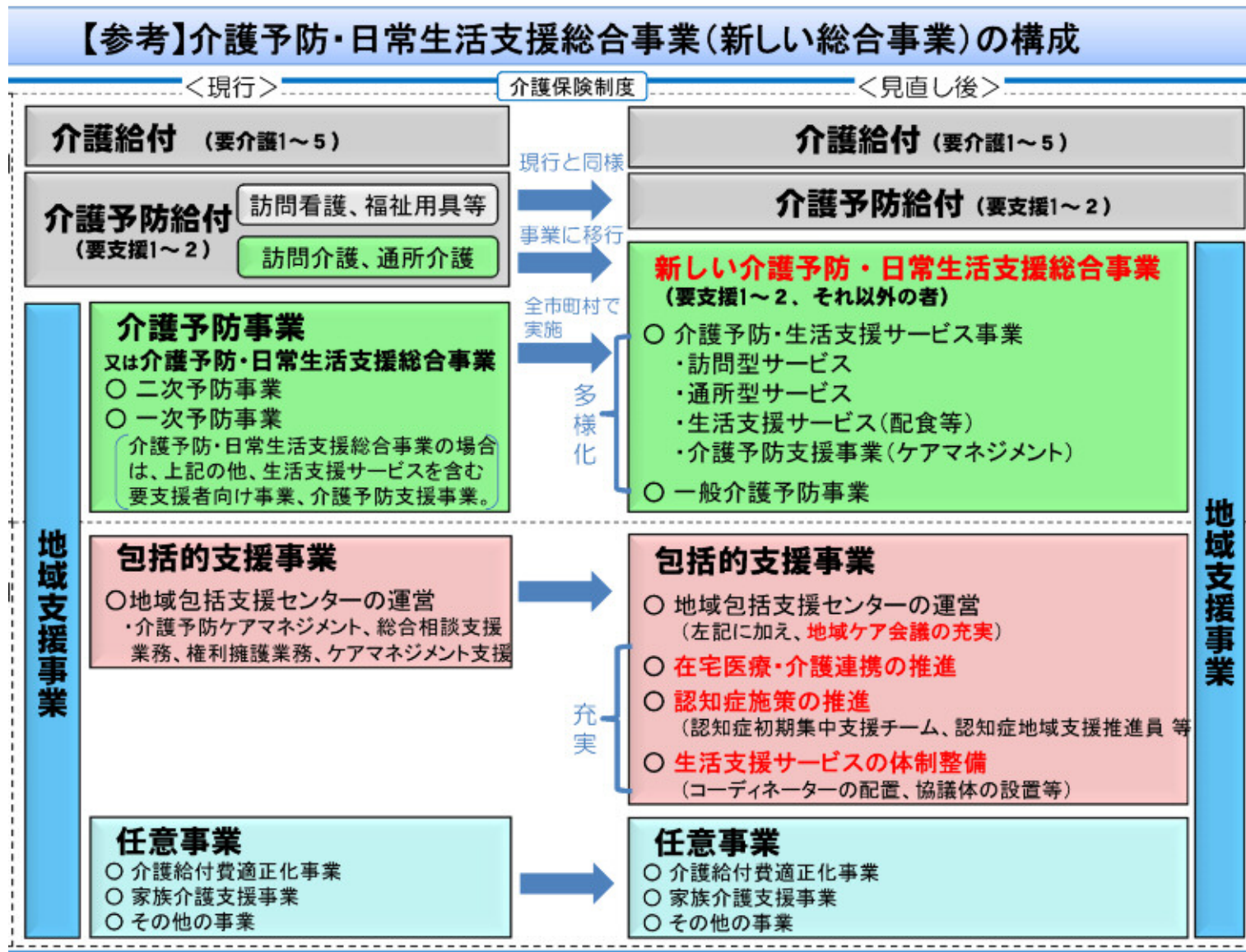


### 3 介護予防・日常生活支援総合事業とは

- ・平成27年度介護保険制度改正により「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されました。
- ・これまで全国一律基準の介護予防給付に位置づけられていた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が、地域の実情に応じて市が実施する地域支援事業の「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行されます。
- ・「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」は「介護予防・日常生活支援総合事業」の「訪問型サービス」「通所型サービス」へ移行し、介護事業者や民間企業、NPO法人やボランティア等が担い手となる多様なサービスとして、要支援者等に提供されます。
- ・本市では平成29年4月1日から「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施します。
- ・「介護予防・日常生活支援総合事業」は、高齢者が要支援、要介護状態になることを予防し、住み慣れた地域で自立した生活が続けることができるよう、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な支援等を可能にすることを目指すものです。



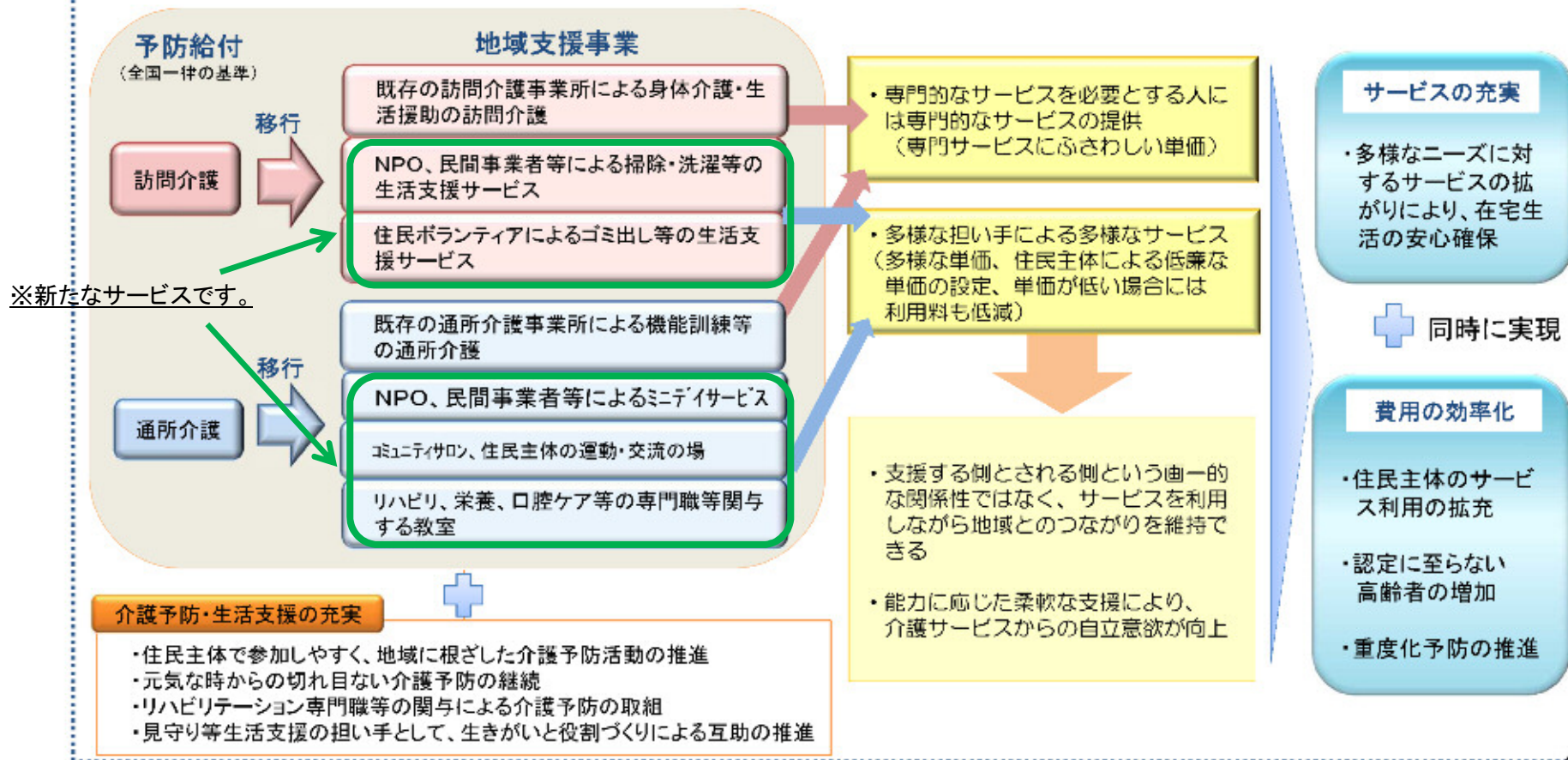
# 4 介護予防・日常生活支援総合事業の構成



第1 総合事業に関する総則的な事項

# 【参考】総合事業と生活支援サービスの充実

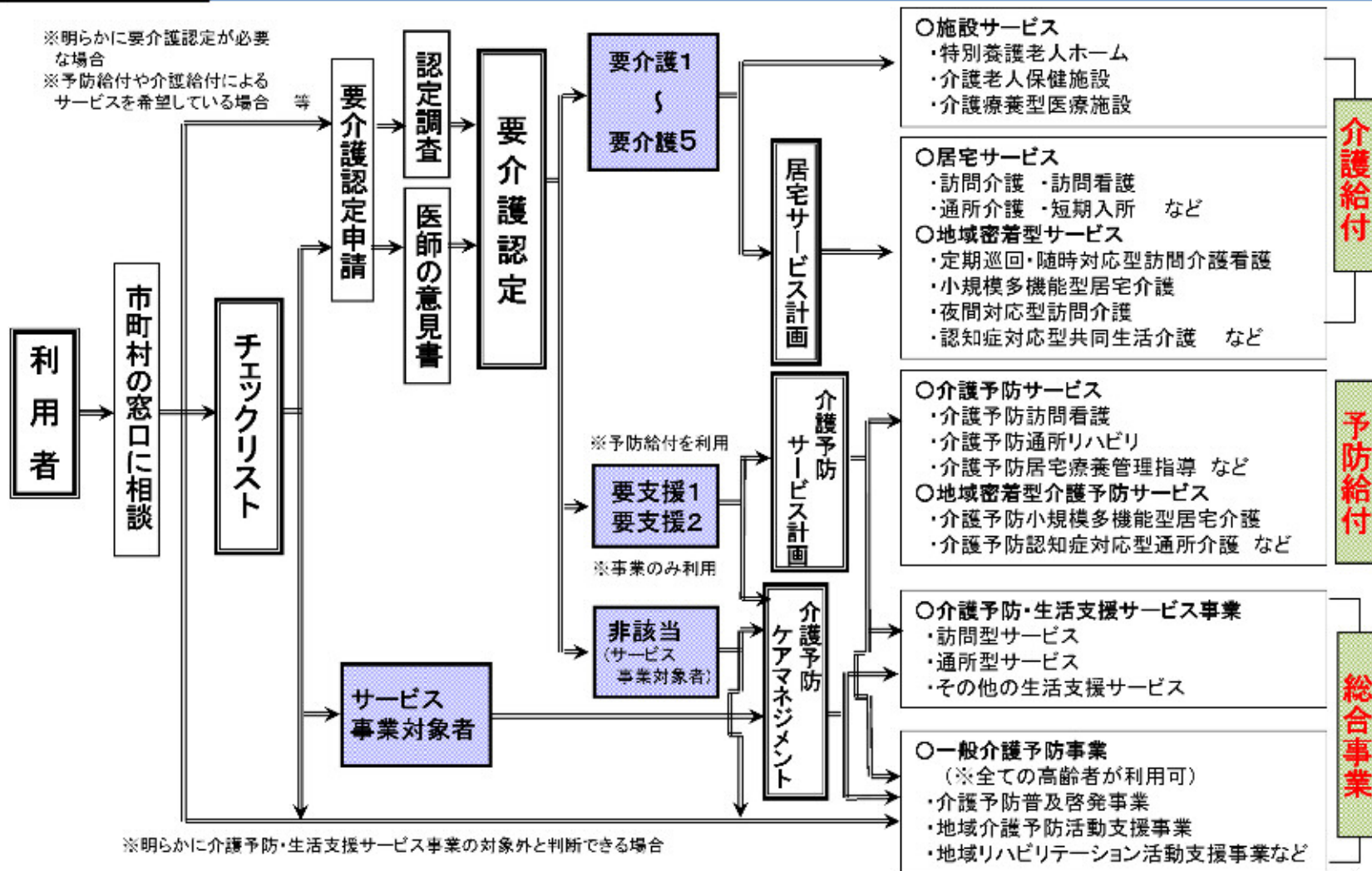
- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の实情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行（29年度末まで）。財源構成は給付と同じ（国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料）。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



# 5 サービスの利用方法

第4 サービスの利用の流れ

## 【参考】介護サービスの利用の手続き



## 6 東大阪市介護予防・生活支援サービス事業の類型

	現行の訪問介護相当	多様なサービス	
サービスの種別	①訪問型介護予防サービス	②訪問型生活援助サービス	③訪問型助け合いサービス
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	研修受講者による調理、掃除、買い物、洗濯等の生活援助	市民ボランティア等による 声かけ見守り訪問、ごみ出し等
対象者	要支援1、2 事業対象者	要支援1、2 事業対象者	要支援1、2 事業対象者
サービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者</li> <li>・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等</li> </ul> <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要</p>	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	
訪問型サービス			
利用期間	通年	通年	通年
報酬単価・補助単価	<p>・1月 1, 168単位 (週1回程度)</p> <p>・1月 2, 335単位 (週2回程度)</p> <p>・1月 3, 704単位 (週2回を超える場合) (要支援2相当の状態像の方のみ)</p> <p>1単位=10.70円</p> <p>その他国の定める基準の通り</p>	<p>・1回 200単位</p> <p>1回のサービス時間は45分程度とする</p> <p>※詳細はP26～28「単位数表」をご参照ください。</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0ffe0; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・ヘルパー資格を市の研修受講へ緩和することで報酬単価を約2割下げました。 ・1ヶ月の包括単位をなくし1回ずつの単位に見直しました。</p> </div>	<p>・介護予防ケアマネジメントに基づく利用者1人について1月の中で4回までを限度とし1回225円を補助(利用者への4回を超えるサービス利用を妨げるものではない)</p> <p>【ただし、家賃(貸館使用料等)、光熱水費、ボランティア保険料、サービスの利用調整等を行う人件費(サービス提供に係る人件費は対象外)等の費用を上限として補助する。】</p> <p>(利用者1人に対して同時に複数のサービスを実施した場合も1回とカウントします。) 1回のサービス時間は15分程度とする ※詳細はP25「補助により実施されるサービスについて」をご参照ください。</p>
利用者負担	1割若しくは2割負担	1割若しくは2割負担	1回 25円(定額制)
実施方法	事業者指定	事業者指定(法人格を有する者)	補助(助成)
基準	国の定める予防給付の基準の通り	詳細はP22をご参照ください。	詳細はP22をご参照ください。
サービス提供者の例	訪問介護員(訪問介護事業者)	雇用労働者	市民ボランティア、地縁組織、NPO法人等
支給限度額管理	あり	あり	なし

	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービスの種別	①通所型介護予防サービス	②通所型短時間サービス	③通所型つどいサービス	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	身体機能向上のための機能訓練 生活機能向上のための機能訓練	生活機能向上のための機能訓練 (食事なし・入浴なし)	生活機能向上のための機能訓練 閉じこもり予防等	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者	要支援1、2 事業対象者	要支援1、2 事業対象者	要支援1、2 事業対象者	要支援1、2 事業対象者
サービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの継続的利用が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要	状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等  ※3～6ヶ月の短期間で実施
利用期間	通年	通年	通年	3～6ヶ月程度
サービス提供時間	おおむね3時間以上	3時間程度	2時間程度	
報酬単価・補助単価 1単位=10.45円	・1月 1,647単位 (要支援1・事業対象者) ・1月 3,377単位 (要支援2・事業対象者)  その他国の定める基準の通り	(要支援1・事業対象者) ・1月 送迎あり 1,318単位 ・1月 送迎なし 942単位  (要支援2・事業対象者) ・1月 送迎あり 2,702単位 ・1月 送迎なし 1,950単位  ※詳細はP29～33「単位数票」ご参照ください。  ・サービスの提供時間を短くすることで報酬単価を約2割下げました。 ・サービスを組み合わせて利用するときは1回単位を使用してください。	基本補助額 開催回数が、月1回～週1回未満 月額2,500円 開催回数が、週1回以上(月4回以上) 月額10,000円  1ヶ月の介護予防ケアマネジメントに基づく利用者(1月の中で8回まで)の延べ人数×900円を加算(月額) (利用者への8回を超えるサービス利用を妨げるものではない)  【ただし、家賃(貸館使用料等)、光熱水費、ボランティア保険料、サービスの利用調整等を行う人件費(サービス提供に係る人件費は対象外)等の費用の合計額を上限として補助する。】 ※少なくとも月1回以上定期的に開催すること。  ※詳細はP25「補助により実施されるサービスについて」をご参照ください。	プログラムを含め平成29年度中実施に向け検討中
利用者負担	1割若しくは2割負担	1割若しくは2割負担	1回 100円(定額制)	なし
実施方法	事業者指定	事業者指定(法人格を有する者)	補助(助成)	市の直接実施又は委託(予定)
基準	国の定める予防給付の基準の通り	詳細はP23をご参照ください。	詳細はP23をご参照ください。	
サービス提供者の例	通所介護事業者の従事者	雇用労働者	市民ボランティア、地縁組織、NPO法人等	保健・医療の専門職
支給限度額管理	あり	あり	なし	なし

## 7 東大阪市介護予防・生活支援サービス事業の指定基準

		①訪問型介護予防サービス	②訪問型生活援助サービス	③訪問型助け合いサービス
訪問型サービスの基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※1 常勤・専従1以上</li> <li>・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</li> <li>・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</li> <li>※1 支障がない場合、他の職務、同一の敷地内の他事業所等の職務に従事可能</li> <li>※2 一部非常勤職員も可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※ 専従1以上</li> <li>・従事者 必要数 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、市の実施するサービス従事者研修受講者】</li> <li>・訪問事業責任者 従事者のうち必要数 【資格要件:従事者に同じ】</li> <li>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事者 必要数 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、市の実施するサービス従事者研修受講者】</li> </ul>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</li> <li>・必要な設備・備品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</li> <li>・必要な設備・備品</li> </ul>	
	運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別のサービス計画の作成</li> <li>・運営規程等の説明同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ個別のサービス計画の作成</li> <li>・運営規程等の説明同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事者等の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供</li> </ul>

※下線は、市町村が基準を定める際に、法令により必ず遵守すべき事項。

※市の実施するサービス従事者研修は基本的な介護の知識等を習得する2日間程度の研修です。

		①通所型介護予防サービス	②通所型短時間サービス	③通所型つどいサービス
通所型サービスの基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※ 常勤・専従1以上</li> <li>・生活相談員 専従1以上</li> <li>・看護職員 専従1以上</li> <li>・介護職員 ~15人 専従1以上 15人~利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤)</li> <li>・機能訓練指導員 1以上</li> </ul> <p>※支障がない場合は、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※ 専従1以上</li> <li>・機能訓練指導員 1以上 【資格要件:現行に準ずる】</li> </ul> <p>従事者: ~15人 専従1以上 15~利用者1人につき必要数</p> <p>※支障がない場合は、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事者 必要数</li> </ul> <p>従事者のうち1以上は以下の資格要件を満たすこと 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、市の実施するサービス従事者研修受講者】</p>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</li> <li>・静養室・相談室・事務室</li> <li>・消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>・必要なその他の設備・備品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上)</li> <li>・事務室・相談室</li> <li>・必要な設備・備品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の体操をするのに必要な面積</li> <li>・必要な設備・備品</li> </ul>
	運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規程等の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規程等の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供</li> </ul>

※下線は、市町村が基準を定める際に、法令により必ず遵守すべき事項。

※市の実施するサービス従事者研修は基本的な介護の知識等を習得する2日間程度の研修です。

## 8 サービス従事者研修カリキュラム 2日間(1日6時間)

科目名	時間数	項目名	内容例
(1)職務の理解	2時間	介護保険制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険制度の基本的仕組み</li> <li>●介護給付 ●予防給付 ●介護予防・生活支援サービス事業</li> <li>●サービス提供に至るまでの流れ(要介護・要支援認定、基本チェックリスト、地域包括支援センター、介護支援専門員、ケアプラン)</li> <li>●仕事内容や働く現場の理解(訪問型サービス)</li> </ul>
		多様なサービスの理解	
		仕事内容や働く現場の理解	
		介護職の役割、専門性と多職種との連携	
(2)老化の理解	1時間	老化に伴うこころとからだの変化と日常	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身体的機能の変化と日常生活への影響</li> <li>●精神的機能の変化と日常生活への影響</li> </ul>
		高齢者と健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の疾病(機能低下)と日常生活上の留意点</li> <li>●高齢者に多い病気と日常生活上の留意点</li> </ul>
(3)認知症の理解	2時間	認知症を取り巻く状況	(認知症サポーター養成講座の内容により実施)
		認知症の基礎と健康管理	
		認知症に伴う変化と日常生活	
		家族への支援	
(4)介護におけるコミュニケーション技術	1時間	介護におけるコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者・家族とのコミュニケーション(相手への理解や配慮、傾聴、共感、家族の心理の理解、信頼関係の形成)</li> <li>●利用者の障がい(※)等の状況に応じたコミュニケーション</li> <li>※視力・聴力障がい、失語症、構音障がい、認知症</li> </ul>
(5)介護における尊厳の保持、介護の基本	3時間	人権啓発に係る基礎知識	●人権について
		人権と尊厳を支える介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人としての尊重 ●尊厳の保持 ●利用者のプライバシーの保護</li> <li>●QOLの考え方 ●ノーマライゼーションの考え方</li> </ul>
		介護職の職業倫理	
		自立に向けた介護	●介護における自立支援(残存能力の活用、意欲を高める介護、介護予防)
		安全の確保とリスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全対策、感染対策(リスクマネジメント、事故報告、情報の共有)</li> <li>※生活援助に関連する対策を例示</li> </ul>
介護職の安全	●介護職の健康管理(ストレスマネジメント、感染症対策)		
(6)生活支援技術	2時間	生活と家事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家事援助に関する基礎知識と生活支援(生活歴・価値観の理解、生活援助のポイント、調理、洗濯、掃除、買物等)</li> <li>●介護保険の対象外の支援(衣替え、庭掃除等事例紹介)</li> </ul>
(7)修了評価と振り返り	1時間		筆記試験(選択式)による基本的事項の理解確認と振り返り
計	12時間		

※研修受講者を対象にサービス提供に従事してから一定期間後、現任研修【フォローアップ研修】の実施を検討中



## 9 補助により実施されるサービスについて

	訪問型助け合いサービス	通所型つどいサービス
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・声かけ、見守り</li> <li>・ちょっとした生活支援(例:ゴミ出し、古紙運搬、簡単な修繕、文書の代読など)</li> <li>・その他、地域の住民主体等が趣旨を鑑み必要と考える活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡単な体操</li> <li>・趣味・創作、娯楽活動</li> <li>・簡単な健康チェック</li> <li>・その他、地域の住民主体等が趣旨を鑑み必要と考える活動</li> </ul>
サービスの提供時間	・1回15分程度(利用者1人に対して複数のサービスを実施した場合も1回)	・2時間程度
サービスの利用頻度(想定)	週1回程度	週1～2回程度(1ヶ所の実施主体で頻度が満たせない場合は複数の実施主体を組み合わせでのケアプランを想定)
補助金の額A (=(基本補助額) +(実績補助額))	<p>(基本補助額) なし</p> <p>(実績補助額) ケアプランに基づき対象者がサービスを利用した回数1回につき225円</p> <p>(※但し、補助対象としては、1人につき月4回分までとする。)</p>	<p>(基本補助額) 開催回数が、月1回～週1回未満 月額2,500円</p> <p>開催回数が、週1回以上(月4回以上) 月額10,000円</p> <p>(実績補助額) ケアプランに基づき対象者が利用した回数1回につき900円</p> <p>(※但し、補助対象としては、1人につき月8回分までとする。)</p>
補助対象経費B (各費用の合計額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)立ち上げに必要な物品を購入するための費用</li> <li>(2)家賃(貸館使用料等)、光熱水費</li> <li>(3)通信費(電話・FAX・携帯電話代、郵送料等)</li> <li>(4)消耗品費(文具等)</li> <li>(5)ボランティア保険料</li> <li>(6)サービス調整にかかる人件費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)机、椅子、事務用品、介護予防に資する用品等、立ち上げに必要な物品を購入するための費用</li> <li>(2)家賃(貸館使用料等)、光熱水費</li> <li>(3)通信費(電話・FAX・携帯電話代、郵送料等)</li> <li>(4)消耗品費(文具等)</li> <li>(5)ボランティア保険料</li> <li>(6)サービス調整にかかる人件費</li> </ul> <p>※レクリエーション等で利用者が使用する材料費については利用料(100円)とは別に実費徴収してください</p>
補助金の交付額	【補助金の額A】と【補助対象経費B】のどちらか少ない方の額	
その他	補助回数を超えるサービス提供については、実施主体である住民主体等において、対応可能あるいは対応不可という判断も含め作成する事業計画にて料金体系などを位置付けることとなります。	

## 10 単位数表

事業名		対象者		算定単位	合成単位	
訪問型介護予防サービス	イ	訪問型介護予防サービス費Ⅰ	要支援1・2 事業対象者	週1回程度の利用	1月につき	1,168単位
		訪問型介護予防サービス費Ⅰ ・日割			1日につき	38単位
	ロ	訪問型介護予防サービス費Ⅱ	要支援1・2 事業対象者	週2回程度の利用	1月につき	2,335単位
		訪問型介護予防サービス費Ⅱ ・日割			1日につき	77単位
	ハ	訪問型介護予防サービス費Ⅲ	要支援2 事業対象者	週2回を超える程度の利用	1月につき	3,704単位
		訪問型介護予防サービス費Ⅲ ・日割			1日につき	122単位
	ニ	訪問型介護予防サービス費Ⅳ	要支援1・2 事業対象者	週1回程度の利用 (1月の中で全部で4回まで)	1回につき	266単位
	ホ	訪問型介護予防サービス費Ⅴ	要支援1・2 事業対象者	週2回程度の利用 (1月の中で全部で5回から8回まで)	1回につき	270単位
	ヘ	訪問型介護予防サービス費Ⅵ	要支援2 事業対象者	週2回を超える程度の利用 (1月の中で全部で9回から12回まで)	1回につき	285単位
	ト	短時間訪問型介護予防サービス費	要支援1・2 事業対象者	1回20分未満の利用 (1月につき全部で22回まで)	1回につき	165単位
	チ	初回加算	要支援1・2 事業対象者		1月につき	200単位
	リ	生活機能向上連携加算	要支援1・2 事業対象者		1月につき	100単位

事業名		対象者		算定単位	合成単位
訪問型介護予防サービス	又	介護職員処遇改善加算			
		介護職員処遇改善加算Ⅰ	要支援1・2 事業対象者	所定単位の86/1000	
		介護職員処遇改善加算Ⅱ	要支援1・2 事業対象者	所定単位の48/1000	
		介護職員処遇改善加算Ⅲ	要支援1・2 事業対象者	介護職員処遇改善加算Ⅱの90/100	
		介護職員処遇改善加算Ⅳ	要支援1・2 事業対象者	介護職員処遇改善加算Ⅱの80/100	
<p>・イ～トについて、介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合は、所定単位数に70/100を乗じる。</p> <p>・イ～トについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。</p> <p>・又における所定単位数は、イ～リにより算定した単位数とする。</p> <p>・又については、支給限度額の対象外の算定項目とする。</p> <p>○新たに追加した回数(ニ～ト)の使い方 訪問型サービスの類型を組み合わせ併用した場合に使用する。 1月の上限額は訪問型介護予防サービスの包括単位とする。</p>					

事業名		対象者		算定単位	合成単位	
訪問型生活援助サービス	イ	訪問型生活援助サービス費Ⅰ	要支援1・2 事業対象者	週1回程度の利用	1回につき	200単位
	ロ	訪問型生活援助サービス費Ⅱ	要支援1・2 事業対象者	週2回程度の利用	1回につき	200単位
	ハ	訪問型生活援助サービス費Ⅲ	要支援2 事業対象者	週2回を超える程度の利用	1回につき	200単位
	ニ	初回加算	要支援1・2 事業対象者		1月につき	200単位
	ホ	介護職員処遇改善加算				
		介護職員処遇改善加算Ⅰ	要支援1・2 事業対象者	所定単位の86/1000		
		介護職員処遇改善加算Ⅱ	要支援1・2 事業対象者	所定単位の48/1000		
		介護職員処遇改善加算Ⅲ	要支援1・2 事業対象者	介護職員処遇改善加算Ⅱの90/100		
		介護職員処遇改善加算Ⅳ	要支援1・2 事業対象者	介護職員処遇改善加算Ⅱの80/100		
		<p>・ホにおける所定単位は、イ～ニにより算定した単位数とする。</p> <p>・ホについては、支給限度額の対象外の算定項目とする。</p> <p>○回数単価(イ～ハ)の注意点 訪問型介護予防サービスと訪問型生活援助サービスを併用した場合、1月の上限額は訪問型介護予防サービスの包括単位までとする。</p>				

事業名		対象者		算定単位	合成単位	
通所型介護予防サービス	イ	通所型介護予防サービス費Ⅰ	要支援1 事業対象者		1月につき	1,647単位
		通所型介護予防サービス費Ⅰ ・日割			1日につき	54単位
	ロ	通所型介護予防サービス費Ⅱ	要支援2 事業対象者		1月につき	3,377単位
		通所型介護予防サービス費Ⅱ ・日割			1日につき	111単位
	ハ	通所型介護予防サービス費Ⅲ	要支援1 事業対象者	(1月の中で全部で4回まで)	1回につき	378単位
	ニ	通所型介護予防サービス費Ⅳ	要支援2 事業対象者	(1月の中で全部で5回から8回まで)	1回につき	389単位
	ホ	若年性認知症利用者受入加算			1月につき	240単位
	ヘ	事業所と同一建物に居住する者 又は同一建物から利用する者に サービスを行う場合	要支援1 事業対象者		1月につき	-376単位
要支援2 事業対象者				1月につき	-752単位	
ト	生活機能向上グループ加算			1月につき	100単位	
チ	運動器機能向上加算			1月につき	225単位	
リ	栄養改善加算			1月につき	150単位	
ヌ	口腔機能向上加算			1月につき	150単位	

事業名		対象者		算定単位	合成単位
通所型介護予防サービス	ル	選択的サービス複数実施加算			
		運動器機能向上及び栄養改善		1月につき	480単位
		運動器機能向上及び口腔機能向上		1月につき	480単位
		栄養改善及び口腔機能向上		1月につき	480単位
		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上		1月につき	700単位
	ヲ	事業所評価加算		1月につき	120単位
通所型介護予防サービス	ワ	サービス提供体制強化加算			
		サービス提供体制強化加算Ⅰ-1-1	要支援1 事業対象者	1月につき	72単位
		サービス提供体制強化加算Ⅰ-1-2	要支援2 事業対象者	1月につき	144単位
		サービス提供体制強化加算Ⅰ-2-1	要支援1 事業対象者	1月につき	48単位
		サービス提供体制強化加算Ⅰ-2-2	要支援2 事業対象者	1月につき	96単位
		サービス提供体制強化加算Ⅱ-1-1	要支援1 事業対象者	1月につき	24単位
	サービス提供体制強化加算Ⅱ-1-2	要支援2 事業対象者	1月につき	48単位	

事業名		対象者		算定単位	合成単位
通所型介護予防サービス	カ	介護職員処遇改善加算			
		介護職員処遇改善加算1	要支援1・2 事業対象者	所定単位の40/1000	
		介護職員処遇改善加算2	要支援1・2 事業対象者	所定単位の22/1000	
		介護職員処遇改善加算3	要支援1・2 事業対象者	介護職員処遇改善加算Ⅱの90/100	
		介護職員処遇改善加算4	要支援1・2 事業対象者	介護職員処遇改善加算Ⅱの80/100	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。</li> <li>・カにおける所定単位数は、イ～ワにより算定した単位数とする。</li> <li>・ワとカについては、支給限度額の対象外の算定項目とする。</li> </ul>				
	<p>○新たに追加した回数の単価(ハ、ニ)の使い方 通所型サービスの類型を組み合わせ併用した場合に使用する。 1月の上限額は通所型介護予防サービスの包括単位とする。</p>				

事業名			対象者		算定単位	合成単位
通所型短時間サービス	イ	通所型短時間サービス費Ⅰ	要支援1 事業対象者	送迎あり	1月につき	1,318単位
		通所型短時間サービス費Ⅰ ・日割			1日につき	43単位
		通所型短時間サービス費Ⅰ	要支援1 事業対象者	送迎なし	1月につき	942単位
		通所型短時間サービス費Ⅰ ・日割			1日につき	31単位
	ロ	通所型短時間サービス費Ⅱ	要支援2 事業対象者	送迎あり	1月につき	2,702単位
		通所型短時間サービス費Ⅱ ・日割			1日につき	89単位
		通所型短時間サービス費Ⅱ	要支援2 事業対象者	送迎なし	1月につき	1,950単位
		通所型短時間サービス費Ⅱ ・日割			1日につき	64単位
	ハ	通所型短時間サービス費Ⅲ	要支援1 事業対象者	送迎あり (1月の中で全部で4回まで)	1回につき	302単位
		通所型短時間サービス費Ⅲ	要支援1 事業対象者	送迎なし (1月の中で全部で4回まで)	1回につき	208単位
	ニ	通所型短時間サービス費Ⅳ	要支援2 事業対象者	送迎あり (1月の中で全部で5回～8回まで)	1回につき	311単位
		通所型短時間サービス費Ⅳ	要支援2 事業対象者	送迎なし (1月の中で全部で5回～8回まで)	1回につき	217単位



事業名		対象者		算定単位	合成単位
通所型短時間サービス	ホ	介護職員処遇改善加算			
		介護職員処遇改善加算Ⅰ	要支援1・2 事業対象者	所定単位の40/1000	
		介護職員処遇改善加算Ⅱ	要支援1・2 事業対象者	所定単位の22/1000	
		介護職員処遇改善加算Ⅲ	要支援1・2 事業対象者	介護職員処遇改善加算Ⅱの90/100	
		介護職員処遇改善加算Ⅳ	要支援1・2 事業対象者	介護職員処遇改善加算Ⅱの80/100	
<p>・利用者数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。          ・ホにおける所定単位数は、イ～ニにより算定した単位数とする。          ・ホについては、支給限度額の対象外の算定項目とする。</p> <p>○新たに追加した回数（ハ、ニ）の使い方          通所型サービスの類型を組み合わせ併用した場合に使用する。          通所型介護予防サービスと通所型短時間サービスを併用した場合の1月の上限額は通所型介護予防サービスの包括単位とする。</p>					

# 11 指定事業者について

	①訪問型介護予防サービス 通所型介護予防サービス (現行相当サービス)	②訪問型生活援助サービス 通所型短時間サービス (緩和した基準によるサービス)	③訪問型助け合いサービス 通所型つどいサービス (住民ボランティア等によるサービス)	④サービスC
指定申請の要否	平成27年3月31日までに介護予防訪問介護事業所・介護予防通所介護事業所の指定を受けている事業所 <b>指定申請は不要(みなし指定)</b> 有効期間:平成27年4月1日から平成30年3月31日まで *その後は指定更新手続きが必要。 *みなし指定の効力は全市町村。	<b>指定申請が必要</b> (法人格を有する者)	事業の計画書、事業の開設届け等が必要	市の直接実施委託(予定)
	平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護事業所・介護予防通所介護事業所の指定を受けた事業所 <b>指定申請が必要</b>			

※東大阪市介護予防・生活支援サービス事業についての基準や指定等については、別途お知らせや説明会を予定しております。

## 12 介護予防ケアマネジメントの概要

○介護予防ケアマネジメントは、介護保険法115条の45において「居宅要支援被保険者等（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）の介護予防を目的として、厚生労働省令に定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第1号訪問事業（訪問型サービス）、第1号通所事業（通所型サービス）又は第1号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業」とされています。

介護予防支援と同様、地域包括支援センターが要支援等に対するアセスメントを行い、その状態等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成し、モニタリングしていくものです。

○介護予防ケアマネジメントの対象者となるのは、要支援者または基本チェックリストの基準に該当した介護予防・生活支援サービス事業対象者が総合事業のサービス事業を利用した場合です。

○要支援者が、予防給付によるサービスのみを利用する場合、もしくは予防給付によるサービスと総合事業の両方を利用する場合は、従来と同様に、介護予防支援として、ケアマネジメントが行われることとなっています。

○介護予防ケアマネジメントは、総合事業の一つとして行われるものですが、要支援者等が有している生活機能の維持・改善が図られるよう、ケアマネジメントのプロセスを通じて、本人の意欲に働き掛けながら目標志向型の計画を作成し、地域での社会参加の機会をふやし、状況に応じて、要支援者同士が地域のお互いの支え手になることを目指すものです。

介護予防ケアマネジメント実務者研修より

## 利用するサービスによる介護予防ケアマネジメント費と介護予防支援費

利用者区分	利用可能サービス	介護予防ケアマネジメント費／ 介護予防支援費
要支援2	給付のみ	介護予防支援費
	給付+	
	介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス) 介護予防・生活支援サービス事業(通所型サービス)	介護予防 ケアマネジメント費
要支援1	給付のみ	介護予防支援費
	給付+	
	介護予防・生活支援サービス事業 (訪問型・通所型サービス)のみ	介護予防 ケアマネジメント費
事業対象者	介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス)のみ	介護予防 ケアマネジメント費
	介護予防・生活支援サービス事業(通所型サービス)のみ	
	介護予防・生活支援サービス事業 (訪問型・通所型サービス)のみ	

## 区分支給限度額

利用者区分	1か月当たりの支給限度額
要支援2	10,473単位
要支援1	5003単位
事業対象者	5003単位 (利用者の状態※によっては、10,473単位を限度とし、5003単位を超えることも可能である) ※例えば、退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながると思われるようなケース

## 東大阪市介護予防ケアマネジメントの種類と単価

	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合</li> <li>通所型サービスCを利用する場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジメントAまたはC以外のケースで、ケアマネジメントの過程で判断した場合（指定事業者以外の多様なサービスを利用する場合等）</li> <li>利用者の状態が安定しており、目標も含めてケアプランの大きな変更はなく、間隔をあげたモニタリングの実施を想定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジメントの結果、補助や助成サービスの利用につなげる場合</li> </ul>
単価	430単位	210単位 (430単位-X-Y※)	430単位
地域単価	1単位=10.7	1単位=10.7	1単位=10.7
加算	初回加算300単位 小規模多機能型介護事業所連携加算300単位	初回加算300単位	初回加算300単位
自己負担	なし	なし	なし

### プロセス

※X: サービス担当者会議実施分相当単位、Y: モニタリング実施分相当単位

プロセス	ケアマネジメント	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
アセスメント		○	○	○
ケアプラン原案作成		○	○	—
サービス担当者会議		○	△	—
利用者への説明・同意		○	○	○
ケアプランの確定・交付		○	○	(○)ケアマネジメント結果
サービス利用開始		○	○	○
モニタリング・評価		○	△	—

○: 実施、△: 必要に応じて実施、—: 不要

# 13 一般介護予防事業

65歳以上のすべての方が対象です

一般介護予防事業は、市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的として実施する。

その目的を達成するため、市町村は、一般介護予防事業を構成する介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業及び地域リハビリテーション活動支援事業の5事業のうち必要な事業を組み合わせ、地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施するものとする。

地域支援事業実施要綱より

東大阪市の一般介護予防事業については、市が直接又は委託により、従来の楽らくトライ体操推進員養成講座等を引き続き実施し、新たな介護予防事業を展開していきます。

# 14 東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業 実施時期と移行のポイント

## ○実施時期

平成29年4月1日から段階的に実施する。

## ○対象者

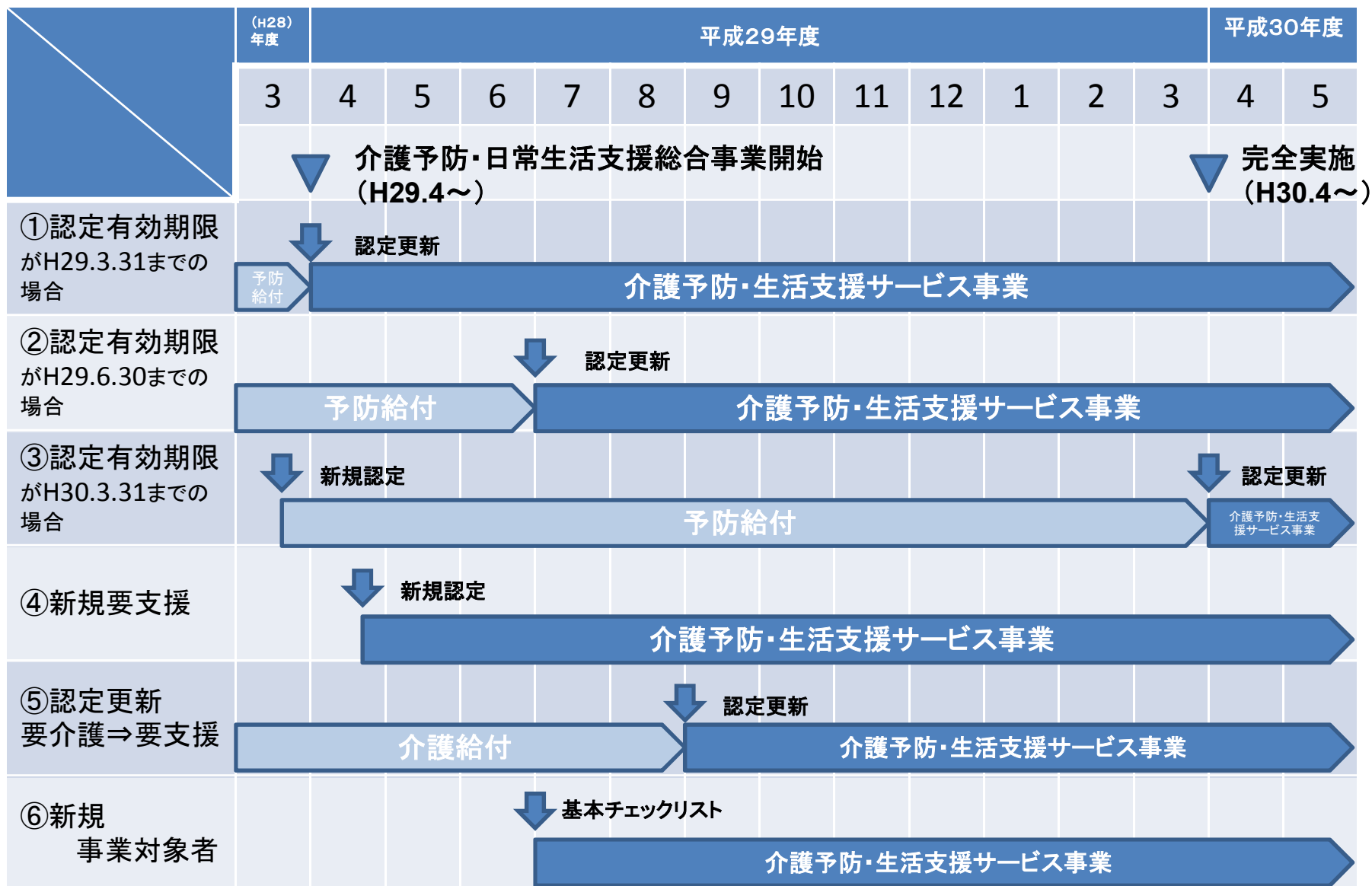
- ・要支援1、要支援2の方
- ・65歳以上の方で、基本チェックリストにより事業対象者と判断された方

## ○移行時のポイント

- ・平成29年3月31日までに要支援認定を受けた方は、認定更新等までは、従前の予防給付(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)としてサービスを利用する。
- ・平成29年4月1日以降に認定更新等により要支援認定を受けた方が、訪問介護・通所介護を利用する場合のサービスは介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス・通所型サービス)となる。

※詳しくは次ページをご覧ください。

# 移行の時期





# 15 (参考資料)基本チェックリスト

厚生労働省ガイドラインより

表7 基本チェックリスト様式

記入日：平成 年 月 日 ( )

氏名		住所		生年月日	
希望するサービス内容					
No.	質問項目			回答：いずれかに○をお付けください	
1	バスや電車で1人で外出していますか			0. はい	1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか			0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか			0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか			0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか			0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか			0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか			0. はい	1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか			0. はい	1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか			1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか			1. はい	0. いいえ
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか			1. はい	0. いいえ
12	身長	cm	体重	kg	(BMI = ) (注)
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか			1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか			1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか			1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか			0. はい	1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか			1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同仕事を聞く」などの物忘れがあるとされますか			1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか			0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか			1. はい	0. いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない			1. はい	0. いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった			1. はい	0. いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる			1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない			1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする			1. はい	0. いいえ

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5未満の場合に該当とする